

4 処遇改善加算について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算

制度の概要

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施していた福祉・介護人材の処遇改善事業（基金事業）における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てる目的に創設されたものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算は、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員処遇改善加算の要件を緩和し、創設されたものである。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

- ・平成29年度から新設。
- ・キャリアパス要件（要件1、要件2、要件3）と職場環境要件（平成27年4月以降に賃金改善以外の処遇改善を行う）を全て満たす場合に算定。
- ・加算率が最も高い。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

- ・平成27年度から新設。
- ・キャリアパス要件（要件1、要件2）と職場環境要件（平成27年4月以降に賃金改善以外の処遇改善を行う）を全て満たす場合に算定。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

- ・キャリアパス要件（要件1、要件2）のどちらか1つと職場環境要件（平成20年10月以降届出以前に賃金改善以外の処遇改善を行う）を満たす場合に算定。

※福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ

- ・キャリアパス要件（要件1、要件2）、職場環境要件（平成20年10月以降届出以前に賃金改善以外の処遇改善を行う）のどれか1つを満たす場合に算定。
- ・加算率は加算Ⅱの90%。

※福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ

- ・キャリアパス要件（要件1、要件2）、職場環境要件（平成20年10月以降届出以前に賃金改善以外の処遇改善を行う）のどれも満たさない場合に算定。
- ・加算率は加算Ⅱの80%。

※福祉・介護職員処遇改善特別加算

- ・キャリアパス要件、職場環境要件は不問。
- ・福祉・介護職員を中心として処遇改善が図られていれば加算の対象となり、加算額の一部を事務職や医療職等の賃金改善に充ててもかまわない（福祉・介護職員処遇改善加算は対象職種が福祉・介護職員に限定）。

※令和3年度報酬改定により、処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに処遇改善特別加算は廃止する。ただし、令和3年3月31日時点で当該加算を算定しており、令和3年度も引き続き算定する事業所においては、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設ける。

前頁、「福祉・介護処遇改善加算」に加えて、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が令和元年度10月から新設された。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

以下3つの条件を満たしていれば、算定が可能。

- ・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容を等公表していること（公表予定含む）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

- ・「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

◎配置等要件：福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つ（区分なし）となる。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

- ・「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たさない場合

令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より抜粋

別紙 1

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算(※)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた 加算率						配置等要件に応じた 加算率		
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) に該当(ア)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) に該当(イ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) に該当(ウ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) に該当(エ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) に該当(オ)		福祉・介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)に 該当(区分なし 含む)	福祉・介護 職員等特定 処遇改善加 算(Ⅱ)	
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%				4.1%	7.0% 5.5%	
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%				2.6%	7.0% 5.5%	
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%				4.1%	7.0% 5.5%	
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%				3.4%	7.0% 5.5%	
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%				0.3%	6.1% △	
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%				0.6%	1.4% 1.3%	
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%				0.9%	2.1% △	
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%				0.9%	2.1% △	
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%				0.5%	2.1% 1.9%	
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%				0.8%	4.0% 3.6%	
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%				0.8%	4.0% 3.6%	
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	(ウ)	により 算出し た単位 (一單 位未滿 の端数 四捨五 入) × 0.9		0.9%	1.7% 1.5%	
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%				0.7%	1.7% 1.5%	
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%				0.7%	1.7% 1.5%	
共同生活援助(指定共同生活援助)	8.6%	6.3%	3.5%				1.0%	1.9% 1.6%	
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%				1.0%	1.9% 1.6%	
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%				2.3%	1.9% 1.6%	
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%				1.0%	1.3% 1.0%	
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%				2.0%	1.3% 1.0%	
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%				1.1%	1.3% 1.0%	
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%				1.1%	1.1% △	
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%				1.1%	1.1% △	
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%				0.8%	4.3% 3.9%	
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%				0.5%	4.3% 3.9%	
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.5%				0.6%	1.7% △	
障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%				0.8%	2.6% △	
障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%				0.8%	2.6% △	
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%				0.9%	1.8% △	
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%				0.7%	1.8% △	
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%				0.7%	1.8% △	

※1 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算は令和3年3月31日で廃止。

※2 上記※1の経過措置として、令和3年3月31日から引き続き算定する場合のみ、令和4年3月31日まで算定可能。

※3 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスとは別の加算率を適用する。

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、 地域相談支援(定着)	0%

表3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分<処遇改善加算>

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことによ り、職場環境等要件を満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	4-(1)-②のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者

表4 配置等要件に応じた加算率<特定加算>

福祉・介護職員等特定待遇改善加算（Ⅰ）	4-(2)-④の職場環境等要件、配置等要件、待遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。
福祉・介護職員等特定待遇改善加算（Ⅱ）	4-(2)-④の職場環境等要件、配置等要件、待遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

表5 職場環境等要件

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・5S活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

表6、7 職員分類の変更特例の例示 <特定加算>

以下の表6、7は、障害福祉サービス等の特性を踏まえた、職員分類の変更特定の適用例を示すものであるが、例示に該当する者を必ず変更しなければならないものではなく、それぞれの事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうかを判断してください。

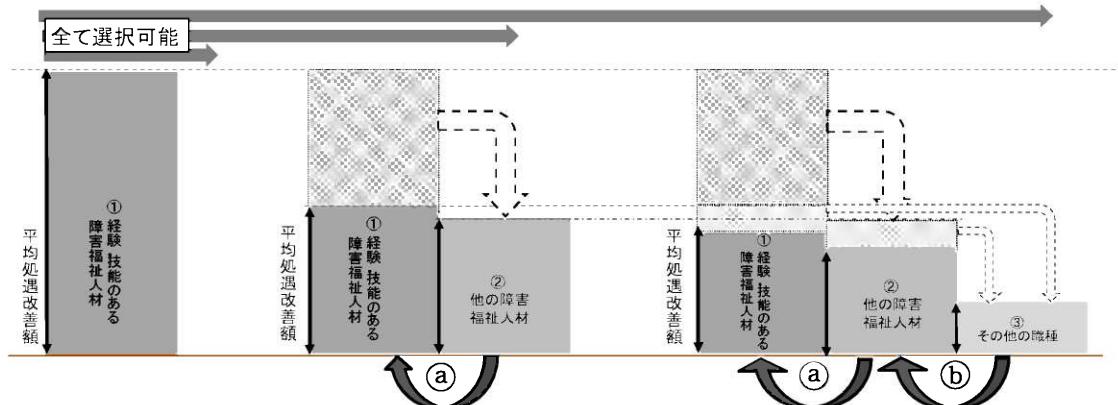
表6

a 通常の分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能士、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	相談支援従事者研修修了者
	社会福祉主事
	教員免許保有者
	など

表7

b 通常の分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員（例）	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	障害者の芸術文化活動を指導する職員
	障害者のスポーツ活動を指導する職員
	工賃・賃金の向上に寄与する職員
	障害者ITサポート
	サービス管理責任者研修修了者
	産業カウンセラー資格保有者
	など

図1 福祉・介護職員等特定待遇改善加算の配分方法のイメージ



福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し

令和3年2月4日付け「令和3年度障害福利社のある主な報酬改定における取扱い」より抜粋

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とすることにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境等要件に基づく取組の実施を踏まえ、各サービスの経営状況等を踏まつての見直しを行う。
 - ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行う。
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対する心身の支援・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの強化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求める。

- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるIV及びV並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

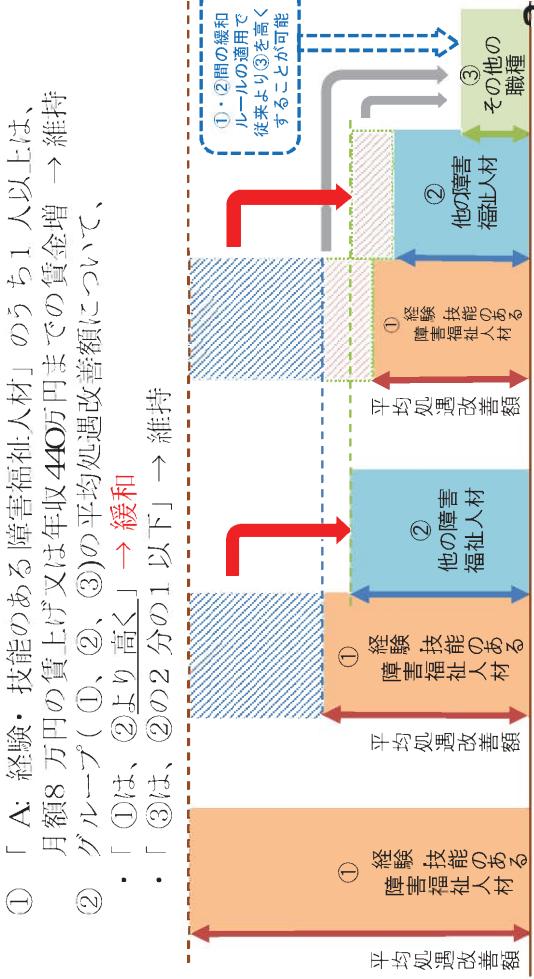
- （※）処遇改善加算の算定方法の見直し
これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられることが多いため、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

見直し前

- ① 「A: 経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、
月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増→維持
② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②より高くなる」と緩和
 - ・「③は、②の2分の1以下」→維持

見直し後



福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには

1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容を等公表していること（公表予定含む）

勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能



4 処遇改善計画書の作成する単位の決定

- 複数の事業所を有する場合は、処遇改善計画書と同じ単位で実績報告書を作成することを念頭に、計画書の作成単位を決める。

5 賃上げのルールの決定

1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「C：その他の職種」に分ける。
- Aを定義する際のルール
 - 10年より短い勤続年数でも可。他法人での勤続年数もカウント可能

- 特定処遇改善加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- 配置等要件、その他全ての要件を満たした場合、区分Ⅰを算定可能。

配置等要件：福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。
※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つとなる。

2 加算区分の確認

- 加算率に基本サービス費を乗じる形で計算
- 各サービスの特定処遇改善加算率 = $\frac{\text{各サービス費} \times \text{特定処遇改善加算率}}{\text{現行の処遇改善加算分を除く}}$

3 特定処遇改善加算の見込額の計算

- 加算率に年収440万円の人がいる場合が新たに設定する必要はない。
Aの中には既に年収440万円の人がいる場合は、この条件を満たさなくともよい。
- グループ（A、B、C）の平均賃金改善額について、
AはBより高く、CはBの2分の1以下

事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて加算されるのではない



各事業所の特定
処遇改善加算に
よる収入

福祉・介護職員処遇改善加算上位移行 福祉・介護職員等特定処遇改善加算新規取得 のためのWebセミナー

参加費
無料

障害福祉サービス分野において、福祉・介護職員処遇改善加算の上位加算取得、及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得は、職員の定着につながる有効な取組みの一つです。

今回のセミナーは「**福祉・介護職員処遇改善加算**」（Ⅰ）、「**福祉・介護職員等特定処遇改善加算**」を取得することのメリットと取得するための取組みについて理解し、実際に推進していただくために開催いたします。

参加対象事業所は、処遇改善加算Ⅱ～Vか未取得、または、特定加算未取得の事業所様です。経営・運営に携わる方、実務ご担当の方、ご参加ください!!

プログラム

1. 開会あいさつ

13:30

2. 講 話

『**処遇改善加算上位移行、及び
特定処遇改善加算の取得と運用**』

3. 質 疑 応 答

4. 閉会あいさつ

16:30

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ、及びⅤの新規取得はできません。今年度まで廃止となります。

★個別の相談は別事業にて対応可能です。ご案内しますので、ご検討ください。

新型コロナウイルス感染状況を考慮し、オンラインで開催いたします。
皆さま、安心してご参加ください♡



日 時 ◆ 令和3年 10月 22日 (金)
13:30 ~ 16:30 (事業案内等含む)

募集定員 ◆ オンライン 40名程度
※定員になりました時点で募集を終了いたします。

講 師 ◆ 西田 一世 氏 NISHIDA OFFICE 代表
特定社会保険労務士・行政書士
社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士



公益財団法人 介護労働安定センター 鹿児島支部
鹿児島市鴨池新町6番6号 TEL:099-255-6360 FAX:099-255-6361

鹿児島県委託事業

障害福祉事業所キャリアパス構築支援事業

Webセミナー 申込書 R3.10.22

☆お申込みは下記URLまたは右記よりGoogleフォームにて
お申込みください。【申込締切：10月

<https://forms.gle/BMQ4iw3uTpjz2ym8>



☆FAXでのお申込みは下記にご記入後、**099-255-6361**まで！

1) 下記申込記入欄にご記入いただきFAXにてお申し込みください。 2) 申込書受理後、センターより受付のご連絡をいたします。 ご連絡の無い場合はお問合せ下さい。 3) 定員となり次第、募集を終了いたします。 4) コロナ感染症の感染状況により、オンラインのみの開催とさせて いただきます。 公財）介護労働安定センター ☎099-255-6360	整理番号	受付印

申込記入欄

法人名						
事業所名						
主なサービス内容						
ご担当者						
事業所住所	(〒　ー　　)					
事業所電話番号	(　　)　ー	FAX番号	(　　)　ー			
事業所以外の連絡先 (簿希望のある場合)						
メールアドレス※必須 (オンライン聴講用)	@					
参加者氏名		役職				
事前にご質問のある方は ご記入ください。						
介護職員処遇改善加算 (現在の取得状況を○で 囲んでください)	加算(I)	加算(II)	加算(III)	加算(IV)	加算(V)	なし
介護職員等特定処遇改善加算 (現在の取得状況を○で 囲んでください)	加算(I)	加算(II)		なし		